

ひとり親世帯における 相対的貧困の規定要因¹

南山大学
水落研究会
社会保障分科会

畦地優斗
江尻帆乃佳
平井慎也
伊藤紗希
渡辺菜帆

2018年 11月

¹ 本稿は、2018年12月8日、9日に開催されるISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2018」のために作成したものである。本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

一億総中流社会ともいわれた日本であるが、近年ひとり親世帯の相対的貧困が問題となっている。ひとり親世帯の相対的貧困は、該当する世帯が経済的に困窮するだけでなく、政府の財政圧迫の要因、さらには人的資本である子どもの将来の生産性の低下にも関係するという。これから少子化が加速していく日本において、よりひとりひとりの生産性を上げていくべきであるが、ひとり親世帯の相対的貧困はこれに逆行するため、ひとり親世帯の相対的貧困率を是正するような政策を考えることは現代日本において重要なことであると考える。

そこで本稿では、ひとり親世帯の相対的貧困率を減少させるような政策を提言するために、ひとり親世帯の相対的貧困率はどのような要因で決定されるのかを分析で検証していく。

本稿の構成は以下の通りである。

第1章では、日本の相対的貧困率の現状について述べている。現代日本において相対的貧困率の高さが問題となっている。平成27年（2015年）の日本の相対的貧困率は15.7%であり、これは経済協力開発機構²に加盟する国の中でも比較的高い水準となっている。また、子供の相対的貧困率も1990年以降上昇傾向を見せており、平成27年（2015年）には13.9%であった。また、平成22年（2010年）において子供の相対的貧困率は15.7%であり、その中でも特に大人が一人の世帯の相対的貧困率は50.8%と高い数値であった。これはOECD加盟国において最も高い値である。以上のように相対的貧困率、特に大人が一人の世帯の相対的貧困率が高くなっている。こうした貧困状態が続くと子どもにも影響し、貧困の連鎖が起こること、生活保護費による財政の圧迫が起こることが懸念されている。

第2章では、問題提起を行う。本稿では、ひとり親世帯の相対的貧困は現在に影響を及ぼすだけでなく、貧困の連鎖など将来にも継続してさらなる問題を引き起こしうることを問題提起として取り上げた。また、日本のひとり親世帯では就業しているひとり親の割合が就業していないひとり親の割合よりも多いことを確認したうえで、就業しているひとり親世帯の相対的貧困率の方が就業していないひとり親世帯の相対的貧困率よりも高いという、多くのOECD諸国とは異なる社会状況に日本があることを述べている。

第3章では、先行研究と本稿の位置づけを述べている。相対的貧困に着目した研究のなかでも、ひとり親世帯の家庭状況と関係の深いもの、また、相対的貧困について国際比較を行っているものを取り上げる。またそれらの研究を踏まえたうえで、本稿の独自性について確認する。

第4章では、OECD加盟国35か国中28か国³の2011年と2013年のデータをプールしてサンプルサイズ56で回帰分析を行った。被説明変数に就業しているひとり親世帯の貧困率を用い、説明変数に幼児教育と子育てへの公的支出、教育への公的支出、子どもを持つ家庭

² 以下、OECDとする。

³ データが不足していたため、韓国、スイス、カナダ、ラトビア、リトアニア、トルコ、ギリシャ、アメリカの8か国を除いている。

への公的扶助、男女賃金格差、パートタイム労働者割合、離婚率を採用した。分析結果から、教育への公的支出、男女賃金格差、離婚率が就業しているひとり親世帯の貧困率に有意に影響を与えているという結果が得られた。

第5章では前章の分析結果をもとに以下の3つについて政策提言を行った。

1. 教育に関する政府支出では、分析結果からひとり親世帯の貧困に対して負の相関があることが分かった。そこで教育に関する政府支出を増加させれば、貧困率を下げるができると考えた。日本の就業しているひとり親世帯の相対的貧困率は50.9%であるが、2014年のOECD加盟国34か国の平均貧困率である23.2%まで下げることが目標とする。そのためには、GDPに占める教育費割合を現在の水準から3.58%ポイント上げて、6.22%にする必要がある。そのために年金支給開始年齢引き上げを行い、年金等の社会保障費から教育費の予算を確保することを提言する。これにより貧困率の減少に加え、労働者の生産性向上が期待できる。

2. 男女間の賃金格差では、分析結果から女性の賃金が男性の賃金に比べて低くなるほど就業しているひとり親世帯の貧困率が高くなることが分かった。そこでその結果を踏まえ、女性が子育てしながらでも安定して正規職で働きやすい環境づくりを提言する。その具体的な策として、学童保育の充実をあげる。このようなサービスを増やすことが女性のキャリアプランの選択肢を広げる一因となることを期待する。

3. 離婚率では、当初の仮説ではひとり親世帯の貧困に対して正の相関があると想定していたが、今回の分析では逆の結果となった。このような結果となった原因として、離婚時の状況を諸外国と日本で比較すると、養育費の取得状況に大きな差があるからではないかと推測した。そこで、養育費の取得率をあげるための具体的な策として離婚時に離婚届と養育費取り決めの公正証書の同時提出を義務づけることや、取り決めた養育費が適正な額となっているかを公平にチェックする第三者機関の設置、養育費の最低限度額を設定するといったことを提言する。

以上の提言により就業しているひとり親世帯の相対的貧困率を是正することが可能であると考えられる。その結果、日本で発生しうる貧困の連鎖や、経済成長の低下などの問題を阻止することができる期待される。

目次

| | |
|-----------------------|----|
| はじめに..... | 5 |
| 第1章 現状分析..... | 6 |
| 第2章 問題提起..... | 9 |
| 第3章 先行研究及び本稿の位置づけ | |
| 第1節 先行研究 | 12 |
| 第2節 本稿の位置づけ..... | 13 |
| 第4章 分析 | |
| 第1節 検証仮説 | 15 |
| 第2節 分析の枠組み..... | 17 |
| 第3節 使用するデータ..... | 17 |
| 第4節 分析結果 | 20 |
| 第5節 結果解釈 | 23 |
| 第5章 政策提言 | |
| 第1節 政策提言の方向性..... | 25 |
| 第2節 政策提言 | 25 |
| 第1項 教育に関する支出の増加 | 25 |
| 第2項 学童保育の充実 | 28 |
| 第3項 養育費の義務化の推進 | 30 |
| おわりに..... | 34 |
| 先行研究・参考文献..... | 35 |

はじめに

近年、日本では貧困が問題となっている。貧困といっても、生死をさまようような貧困ではない。阿部（2012）によると、貧困には2種類ある。身体能力を保てないほどの栄養失調であったり、凍え死ぬほど衣類や住居を欠いていたりする「絶対的貧困」と、社会の中で生活する際に、その社会のほとんどの人が享受している「普通」の習慣や行為を行うことができない「相対的貧困」である。日本で問題となっている貧困は、後者の「相対的貧困」である。特にひとり親世帯において、相対的貧困が広がっている。ひとり親世帯の親は、ひとりで家族を養っていかなければならず、仕事をせざるを得ない。またその子どもも、何らかの理由で片親を失い、経済的な理由で進学をあきらめたり、部活動や塾など授業外の活動をあきらめることになったりする状況は決して見過ごすことはできない。忙しい育児の合間に休む間もなく仕事をしているのにも関わらず、なぜか働いても貧困が解消されないのが、日本の現状である。

そこで本稿では、日本のひとり親世帯における相対的貧困を問題として取り上げ、相対的貧困に影響を与えていると考えられる要因について OECD のデータを用いて重回帰分析する。先行研究や検証仮説をもとに、①幼児教育と子育てへの公的支出、②教育への公的支出、③子どもを持つ家庭への公的扶助、④男女賃金格差、⑤パートタイム労働者割合、⑥離婚率の6つを説明変数として用いる。

分析により影響を与えていると明らかになった変数をもとに、今後日本はひとり親世帯の相対的貧困率の是正させるためにどのような対策を講じればよいのか、政策提言を行う。

第1章 現状分析

現代日本では、相対的貧困率が高いことが社会問題となっている。厚生労働省（2017a）から昭和60年以降相対的貧困率は増加傾向にあり、平成27年度（2015年）において、日本の相対的貧困率は15.7%であり、子供の相対的貧困率は13.9%であることがわかる（表1-1）。この数値は2014年のOECD加盟国34か国のデータと比較しても高い数値となっている。また、内閣府（2014）では、1990年代後半から子供の相対的貧困率も上昇傾向を見せており、平成21年度（2009年）には子供の相対的貧困率は15.7%であったとしている。平成21年度（2009年）の子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で子供がいる世帯）の貧困率は14.6%であり、そのうち、大人が一人の世帯の相対的貧困率が50.8%、大人が二人以上の世帯の相対的貧困率が12.7%というように大人が一人の世帯の相対的貧困率は大人が二人以上いる世帯のものよりも非常に高い水準となっている。

表1-1 貧困率の年次推移

| | 昭和 60年 | 63 | 平成 2年 | 6 | 9 | 12 | 15 | 18 | 21 | 24 | 27 |
|-----------|-----------|------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | （単位：％） | | | | | | | | | | |
| 相対的貧困率 | 12.0 | 13.2 | 13.5 | 13.8 | 14.6 | 15.3 | 14.9 | 15.7 | 16.0 | 16.1 | 15.7 |
| 子供の貧困率 | 10.9 | 12.9 | 12.8 | 12.2 | 13.4 | 14.4 | 13.7 | 14.2 | 15.7 | 16.3 | 13.9 |
| 子供がいる現役世帯 | 10.3 | 11.9 | 11.6 | 11.3 | 12.2 | 13.0 | 12.5 | 12.2 | 14.6 | 15.1 | 12.9 |
| 大人が一人 | 54.5 | 51.4 | 50.1 | 53.5 | 63.1 | 58.2 | 58.7 | 54.3 | 50.8 | 54.6 | 50.8 |
| 大人が二人以上 | 9.6 | 11.1 | 10.7 | 10.2 | 10.8 | 11.5 | 10.5 | 10.2 | 12.7 | 12.4 | 10.7 |
| | （単位：万円） | | | | | | | | | | |
| 中央値（a） | 216 | 227 | 270 | 289 | 297 | 274 | 260 | 254 | 250 | 244 | 244 |
| 貧困線（a/2） | 108 | 114 | 135 | 144 | 149 | 137 | 130 | 127 | 125 | 122 | 122 |

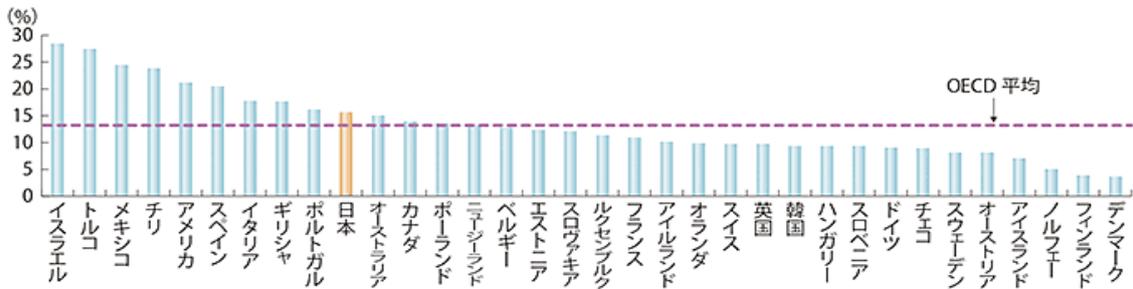
- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

（厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」より転載）

内閣府（2014）から、OECDによると2010年の日本の子供の相対的貧困率はOECD加盟国34か国中で10番目に高くなっており、OECDの子供の相対的貧困率の平均である13.3%を上回っているとしている。また、現役世帯の大人が一人の世帯の相対的貧困率ではOECD加盟国中最も高くなっている。日本の貧困状況の海外比較をまとめると、2010年においてOECD加盟国内で相対的貧困率が16.0%で加盟国中29位、子供の貧困率は15.7%で加盟国中25位、子供がいる世帯の相対的貧困率は14.6%で加盟国中25位となっており、そのうち大人が一人の世帯の貧困率は50.8%で加盟国中最下位、大人が二人以上の世帯の貧困率は

12.7%で加盟国中 24 位である（図 1-1）。なお、この順位は貧困率が低い国ほど上位となっている。

(1) 子どもの貧困率



(2) 全体

| 順位 | 相対的貧困率 | | 子どもの貧困率 | | 子どもがいる世帯の相対的貧困率 | | | | | | | | | |
|----|----------|------|---------|----------|-----------------|----|----------|------|----|----------|---------|----|----------|------|
| | 国名 | 割合 | 国名 | 割合 | 合計 | | 大人が一人 | | | | 大人が二人以上 | | | |
| 1 | チェコ | 5.8 | 1 | デンマーク | 3.7 | 1 | デンマーク | 3.0 | 1 | デンマーク | 9.3 | 1 | ドイツ | 2.6 |
| 2 | デンマーク | 6.0 | 2 | フィンランド | 3.9 | 2 | フィンランド | 3.7 | 2 | フィンランド | 11.4 | 1 | デンマーク | 2.6 |
| 3 | アイスランド | 6.4 | 3 | ノルウェー | 5.1 | 3 | ノルウェー | 4.4 | 3 | ノルウェー | 14.7 | 3 | ノルウェー | 2.8 |
| 4 | ハンガリー | 6.8 | 4 | アイスランド | 7.1 | 4 | アイスランド | 6.3 | 4 | スロヴァキア | 15.9 | 4 | フィンランド | 3.0 |
| 5 | ルクセンブルク | 7.2 | 5 | オーストリア | 8.2 | 5 | オーストリア | 6.7 | 5 | 英国 | 16.9 | 5 | アイスランド | 3.4 |
| 6 | フィンランド | 7.3 | 5 | スウェーデン | 8.2 | 6 | スウェーデン | 6.9 | 6 | スウェーデン | 18.6 | 6 | スウェーデン | 4.3 |
| 7 | ノルウェー | 7.5 | 7 | チェコ | 9.0 | 7 | ドイツ | 7.1 | 7 | アイルランド | 19.5 | 7 | オーストリア | 5.4 |
| 8 | オランダ | 7.5 | 8 | ドイツ | 9.1 | 8 | チェコ | 7.6 | 8 | フランス | 25.3 | 7 | オランダ | 5.4 |
| 9 | スロヴァキア | 7.8 | 9 | スロベニア | 9.4 | 9 | オランダ | 7.9 | 8 | ポーランド | 25.3 | 9 | フランス | 5.6 |
| 10 | フランス | 7.9 | 9 | ハンガリー | 9.4 | 10 | スロベニア | 8.2 | 10 | オーストリア | 25.7 | 10 | チェコ | 6.0 |
| 11 | オーストリア | 8.1 | 9 | 韓国 | 9.4 | 11 | フランス | 8.7 | 11 | アイスランド | 27.1 | 11 | スロベニア | 6.7 |
| 12 | ドイツ | 8.8 | 12 | 英国 | 9.8 | 11 | スイス | 8.7 | 12 | ギリシャ | 27.3 | 12 | スイス | 7.2 |
| 13 | アイルランド | 9.0 | 12 | スイス | 9.8 | 13 | ハンガリー | 9.0 | 13 | ニュージーランド | 28.8 | 13 | ハンガリー | 7.5 |
| 14 | スウェーデン | 9.1 | 14 | オランダ | 9.9 | 14 | 英国 | 9.2 | 14 | ポルトガル | 30.9 | 13 | ベルギー | 7.5 |
| 15 | スロベニア | 9.2 | 15 | アイルランド | 10.2 | 15 | アイルランド | 9.7 | 15 | メキシコ | 31.3 | 15 | ニュージーランド | 7.9 |
| 16 | スイス | 9.5 | 16 | フランス | 11.0 | 16 | ルクセンブルク | 9.9 | 15 | オランダ | 31.3 | 15 | ルクセンブルク | 7.9 |
| 17 | ベルギー | 9.7 | 17 | ルクセンブルク | 11.4 | 17 | ニュージーランド | 10.4 | 17 | スイス | 31.6 | 15 | 英国 | 7.9 |
| 18 | 英国 | 9.9 | 18 | スロヴァキア | 12.1 | 18 | ベルギー | 10.5 | 18 | エストニア | 31.9 | 18 | アイルランド | 8.3 |
| 19 | ニュージーランド | 10.3 | 19 | エストニア | 12.4 | 19 | スロヴァキア | 10.9 | 19 | ハンガリー | 32.7 | 19 | オーストラリア | 8.6 |
| 20 | ポーランド | 11.0 | 20 | ベルギー | 12.8 | 20 | エストニア | 11.4 | 20 | チェコ | 33.2 | 20 | カナダ | 9.3 |
| 21 | ポルトガル | 11.4 | 21 | ニュージーランド | 13.3 | 21 | カナダ | 11.9 | 21 | スロベニア | 33.4 | 21 | エストニア | 9.7 |
| 22 | エストニア | 11.7 | 22 | ポーランド | 13.6 | 22 | ポーランド | 12.1 | 22 | ドイツ | 34.0 | 22 | スロヴァキア | 10.7 |
| 23 | カナダ | 11.9 | 23 | カナダ | 14.0 | 23 | オーストラリア | 12.5 | 23 | ベルギー | 34.3 | 23 | ポーランド | 11.8 |
| 24 | イタリア | 13.0 | 24 | オーストラリア | 15.1 | 24 | ポルトガル | 14.2 | 24 | イタリア | 35.2 | 24 | 日本 | 12.7 |
| 25 | ギリシャ | 14.3 | 25 | 日本 | 15.7 | 25 | 日本 | 14.6 | 25 | トルコ | 38.2 | 25 | ポルトガル | 13.1 |
| 26 | オーストラリア | 14.5 | 26 | ポルトガル | 16.2 | 26 | ギリシャ | 15.8 | 26 | スペイン | 38.8 | 26 | アメリカ | 15.2 |
| 27 | 韓国 | 14.9 | 27 | ギリシャ | 17.7 | 27 | イタリア | 16.6 | 27 | カナダ | 39.8 | 26 | ギリシャ | 15.2 |
| 28 | スペイン | 15.4 | 28 | イタリア | 17.8 | 28 | アメリカ | 18.6 | 28 | ルクセンブルク | 44.2 | 28 | イタリア | 15.4 |
| 29 | 日本 | 16.0 | 29 | スペイン | 20.5 | 29 | スペイン | 18.9 | 29 | オーストラリア | 44.9 | 29 | チリ | 17.9 |
| 30 | アメリカ | 17.4 | 30 | アメリカ | 21.2 | 30 | チリ | 20.5 | 30 | アメリカ | 45.0 | 30 | スペイン | 18.2 |
| 31 | チリ | 18.0 | 31 | チリ | 23.9 | 31 | メキシコ | 21.5 | 31 | イスラエル | 47.7 | 31 | メキシコ | 21.0 |
| 32 | トルコ | 19.3 | 32 | メキシコ | 24.5 | 32 | トルコ | 22.9 | 32 | チリ | 49.0 | 32 | トルコ | 22.6 |
| 33 | メキシコ | 20.4 | 33 | トルコ | 27.5 | 33 | イスラエル | 24.3 | 33 | 日本 | 50.8 | 33 | イスラエル | 23.3 |
| 34 | イスラエル | 20.9 | 34 | イスラエル | 28.5 | — | 韓国 | — | — | 韓国 | — | — | 韓国 | — |
| | OECD平均 | 11.3 | | OECD平均 | 13.3 | | OECD平均 | 11.6 | | OECD平均 | 31.0 | | OECD平均 | 9.9 |

(出典) OECD (2014) Family database "Child poverty"

(注) ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリは2011年。

(内閣府「平成 26 年版子ども・若者白書」より転載)

図 1-1 相対的貧困率の国際比較

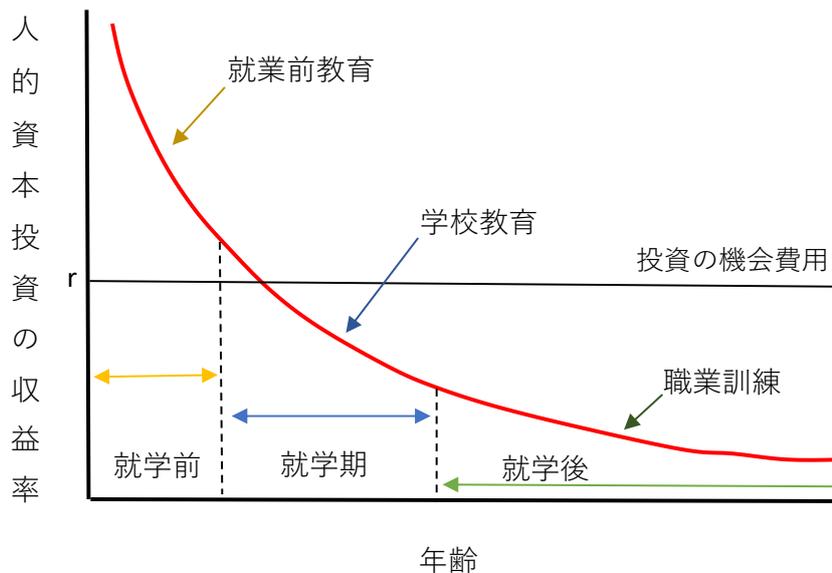
以上のように、日本においてひとり親世帯の相対的貧困率が世界的に見てもかなり高くなっている。このことは、さらなる貧困を生み出し貧困の連鎖が起こりうる。阿部 (2014) では、生活保護受給を受けていた世帯で育った子どもは成人となっても生活保護を受

給している確率が高いと述べられている。このように、相対的貧困率の高水準状態は生活保護費にあてる支出が増え、財政を圧迫してしまう。また、次章で述べるが、貧困は人的資本が十分に活用されないというような問題も起こしうる。

第2章 問題提起

日本の相対的貧困率は図1-1でも確認したように、他のどの世帯と比較してもひとり親世帯の相対的貧困率が一番高い値を示していることが分かっている。よって、相対的貧困率の中でもひとり親世帯の貧困率に注目することは現代日本において重要なことである。貧困率は、その人自身の所得ではなく、その人が属する世帯の所得をもとに計算されるため、子どもの貧困率もその子が属している世帯の等価可処分所得をもとに計算している⁴。つまり、ひとり親世帯では所得を得られるのは親のみであるため、その世帯内の親の貧困率と子どもの貧困率は等しいといえる。

日本財団（2015）は、Heckman（2006）を引用して子どもの貧困を解消することは経済的、投資的な面においても社会的意義があると述べている。それによると、図2-1の通り年齢が高まるほど人的資本投資の収益率⁵が下がること、特に就学前教育の社会的収益率は15～17%と非常に高いことが指摘されている。つまり、貧困により子ども時代に十分な教育を得られない国民が増えるほど将来の日本の経済的な効率性は低くなるといえよう。



（日本財団（2015）より筆者作成）

図2-1 人的資本投資の収益率

⁴ 厚生労働省が国民生活基礎調査にて用いている算出方法。

⁵ 教育投資を行うことで、所得などによるリターンを将来どの程度得ることができるかを表す指標。

文部科学省（2016）によると、保護者が1年間で支出した子供一人当たりの学校外活動費（学習塾、習い事などへの支出）において、世帯の年間収入が増加すると学校外活動費も増加する傾向にあることが指摘されている（図2-2）。

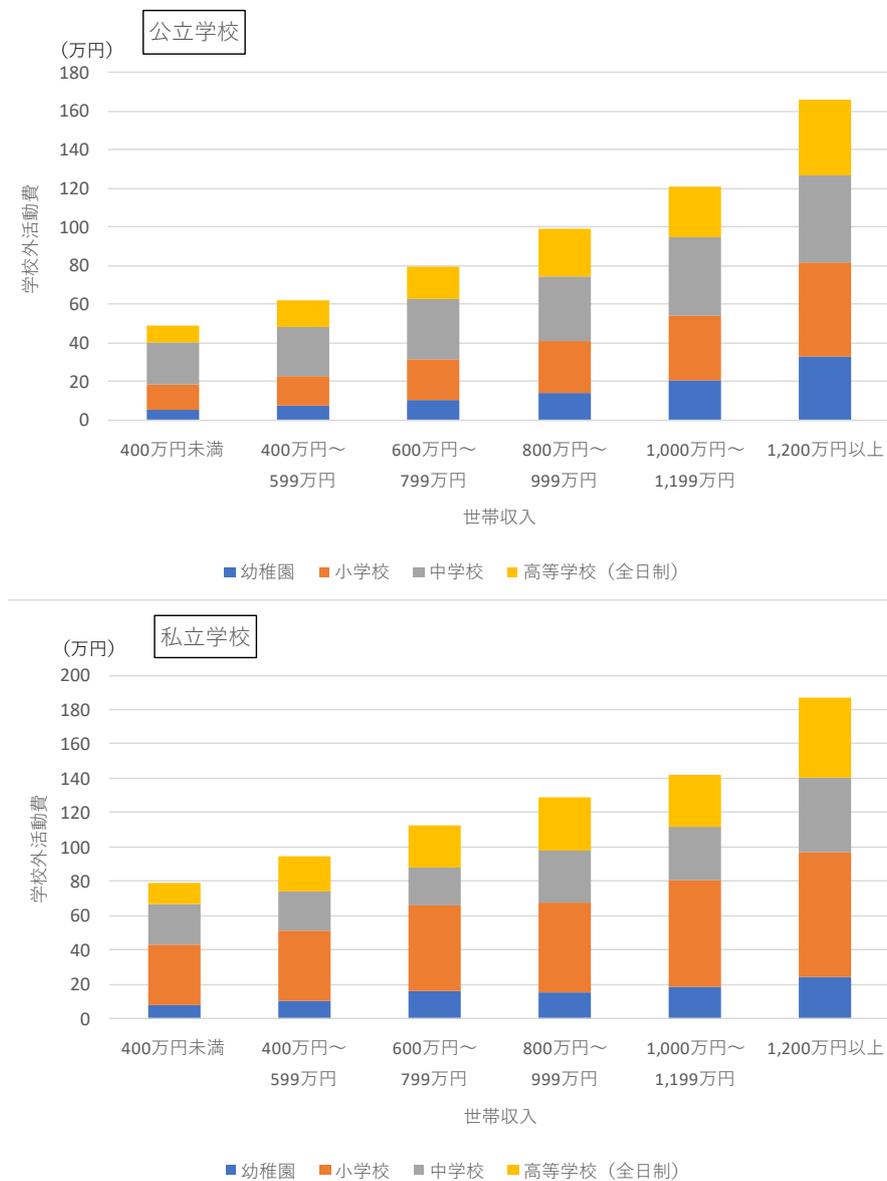
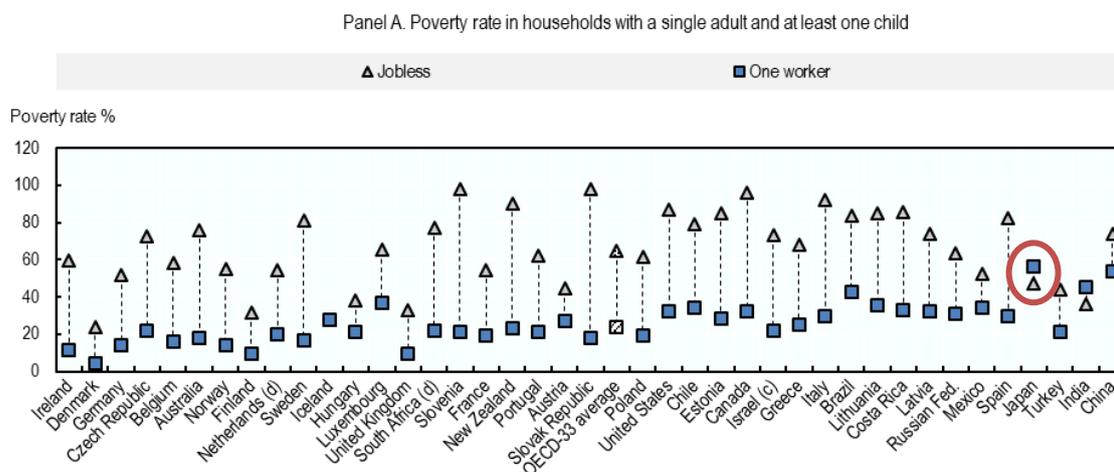


図2-2 世帯の年間収入段階別の学校外活動費

前述の通り、十分な教育の機会を得られなかった子どもは、将来の生産性が低くなる可能性があることが分かっている。さらに世帯の年間収入によって、学校外活動費支出に差が出ることから、十分に教育投資が行われないひとり親世帯の子どもが将来低所得となり貧困が連鎖する可能性が高い。よって、ひとり親世帯の貧困は現時点のみならず日本の将来に関わる問題も孕んでいるといえる。

また、厚生労働省（2017b）によると、ひとり親世帯のうち就業しているひとり親の割合は母子世帯では81.8%、父子世帯では85.4%で、就業していないひとり親よりも就業しているひとり親の割合の方が多いことが示されている。

加えて、以下に示す通り、日本では就業しているひとり親世帯が就業していないひとり親世帯よりも相対的貧困率が高くなっている（図2-3）。これは、OECD諸国と比較して特異な社会状況であるといえる。



(OECD Family Database C02.2 より転載、印は筆者による)

図2-3 非就業・就業しているひとり親世帯の相対的貧困率

以上から、就業しているひとり親世帯の貧困率を是正することが日本の発展につながると考える。そこで本稿では、就業しているひとり親世帯の貧困率に注目し、その規定要因を探ることで就業しているひとり親世帯の貧困率を是正するにはどのような政策を行うべきかを提言する。

第3章 先行研究及び本稿の位置づけ

第1節 先行研究

本稿では、相対的貧困に着目した研究のなかでも、ひとり親世帯の家庭状況と関係の深いもの、また、相対的貧困について国際比較を行っているものを取り上げる。

教育と貧困に関する先行研究として藤田（2012）がある。この論文は、耳塚（2009）を参考として教育と貧困の関係について述べているサーベイ論文である。そのなかで、家庭の経済状況によって学力に一貫した格差が存在するとしており、貧困が低い学力の背景要因として働いていると述べている。阿部（2014）では、内閣府男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキンググループ（2009）の資料から日本の子供の相対的貧困率において、親の学歴が中卒では45%、高卒では22%、大卒以上では8%であるとしている。また、欧米諸国において子ども期に貧困であった場合、成長し大人になっても学歴、雇用状況、収入、犯罪歴に密接に関係してくるというデータが報告されたと述べている。以上のことから、教育と貧困には、貧困に陥れば教育への悪影響が起り、学力の低下が貧困をさらに引き起こすという貧困のスパイラルがあると考えられる。さらに、阿部（2009）では、学力の低下は主にもともと学力が低い層で起こっており、学力が高い層では、変化は見られなかったとしている。つまり、学力低下は貧困のスパイラルだけでなく、貧困格差も引き起こす可能性があると考えられる。

次に、雇用形態と貧困に関する先行研究として永田（2009）がある。この論文では、日本のワーキングプアが増加する理由を「就業構造基本調査」（総務省統計局）のデータを用いて、労働条件の面から分析している。ワーキングプアに陥っている世帯の中でも、非正規雇用者のワーキングプア率は2007年に8割を超えていることを明らかにしている。

離婚率がひとり親世帯の貧困に及ぼす影響についての先行研究として玉田（2007）がある。ここで行われている母子世帯と生活保護についての考察では、1980年、1985年、1990年、1995年、2000年の集計データを基に算出した母子世帯の生活保護開始率⁶を被説明変数とし、説明変数に離婚率、失業率、有効求人倍率、児童1人当たりの公営幼稚園在所児童数を用いた推定が行われている。その推定での母子世帯の生活保護開始率と離婚率との相関関係をみると、離婚率の係数は有意な正の値をとっており、離婚率は生活保護開始率に正の影響を与えていることが示された。また、国立社会保障・人口問題研究所が公開している生活保護制度関連公的データ一覧⁷のうち、保護開始世帯数と保護開始に至った理由がまとめられたものをみると、父子家庭についての確かなデータは得られなかったが、平成24年以降、ひとり親のうちの母子家庭における保護の開始がなされた理由として、「貯金等

⁶ 玉田（2007）では、被説明変数である生活保護開始率については、母子世帯生活保護開始世帯数を各都道府県母子世帯数で割ったもの（%）が用いられている。

⁷ <<http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp>>より。

の減少・喪失」に次いで「働いている者の死亡・離別等」が多くを占めていた。これらを踏まえると、ひとり親世帯の貧困と離婚率の間には正の相関がみられるだろうと推測できる。

男女の賃金格差と貧困について言及する論文として、船橋（2016）がある。「男は仕事、女は家事」といった考えが根強く残る労働市場の中で、既婚女性の多くが家計補助的な働き方に制限されており、一家の稼ぎ手役割を担う夫との離死別に伴って貧困に陥るリスクが非常に高いとしている。具体的なデータを用いての分析はされていないが、男女間での給料の違いが、子どもの貧困を招く一要因であるとしている。

貧困格差を分析したものに、田辺・鈴木（2018）がある。この論文では、相対的貧困率を OECD 準拠の貧困率を用いて貧困格差を検証した研究は見当たらないと述べている。さらに、貧困の地域格差の影響要因の探索を目的とし、都道府県別の全世帯について OECD 準拠の貧困率を用いて、回帰分析を行った研究も未だないとしている。そこで貧困の地域格差に及ぼす労働などの各種要因の影響を客観的に探るため、データマイニング的手法を適用し、都道府県別の貧困率の算出とその影響要因の解明を試みている。政府統計の公開データを利用して貧困率を精度よく再現する方法を検討し、この方法で推算した都道府県別の貧困率に基づいて貧困の地域格差を分析している。都道府県別の貧困率を目的変数、33種の社会経済的要因を説明変数として分析を行った結果、失業率が貧困率の都道府県格差に最大の寄与があった。さらにニートの割合と最低賃金の額を加えた労働に関する3つの要因の貧困率への累積寄与が43%に達したとしている。

相対的貧困率の要因に関して国際比較した論文として太田（2006）が挙げられる。この論文では、日本における個人間所得分配の再分配効果に関し、OECDの報告では明らかでないいくつかの点について、特に再分配のどのような状況が日本の相対的貧困率を他国に比べて高いものとしているのかについて分析している。その結果、日本では欧米諸国と比較して再分配が小さいが、それは労働年齢層（現役世代）への社会保障給付が小さいことのほか、税による再分配が小さいことも量的にはかなり寄与していると示された。相対的貧困率との関係では、中間層と低所得層の税率の差が小さいこと、特に欧米との比較で中間層の税率が低いことが、日本の相対的貧困率を高くする方向に影響している。また、労働年齢層（現役世代）への社会保障給付が少ない中、家族政策支出等が小さいことが、特に子供のいる世帯の相対的貧困率を多くの欧州諸国と比べて高めのものとしている可能性があることが示唆されることが分かった。

第2節 本稿の位置づけ

日本の相対的貧困について、定量的に分析している論文は多くない。前節であげた論文は、多くが一変数に注目したものである。しかし、実際の社会現象は複数の要因で成り立っている。そこで本稿としては、より社会の現状を考慮した分析を行うために、相対的貧困に影響を与えると考えられる様々な要因を同時に説明変数において重回帰分析を行う。

また、前節であげた、田辺・鈴木（2018）では、OECDに準拠した相対的貧困率を用いて、都道府県の全世帯で貧困格差を調査するため、重回帰分析を行っているが、日本国内の比

較に留まっている。

太田（2006）では、OECD の公開しているデータで労働年齢層について時系列比較が可能になっている 14 カ国（日本、オーストラリア、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アメリカ）を再分配率によって相対的貧困率が低下した値を比較した。しかし、具体的に日本と比較して OECD の国々との相対的貧困率に影響する要因を分析してはいない。

このように、国全体として相対的貧困率について要因分析を行った論文や、OECD のデータを用いて国際比較を行い相対的貧困率に寄与する要因を限定して調査した論文は存在する。しかし、OECD のデータを用いてひとり親世帯の相対的貧困率について、国際比較という視点で分析を行った論文は見当たらない。

日本のひとり親世帯の相対的貧困率を世界のひとり親世帯の相対的貧困率と比較し分析を行うことで、ひとり親世帯の相対的貧困率の規定要因の日本らしさを捉えることができ、より具体的な政策提言を行うことができる。そのため、国際比較という視点から日本のひとり親世帯の相対的貧困率について分析を行うことは重要であると考えた。

よって OECD のデータを用いて国際比較し、日本のひとり親世帯の相対的貧困率の要因を重回帰分析する本稿は独自性があり、この論文は新規の論文として必要であると思われる。

本稿は OECD が公開しているデータを用いて被説明変数と説明変数を設定し、重回帰分析を行って影響のある要因を探る。そしてその要因をもとに、世界の諸制度、社会状況を考慮して政策提言を行う。

第4章 分析

本稿では、先行研究によって導き出された相対的貧困率に影響を与える変数や現状分析から影響を及ぼすと考えられる変数として、幼児教育と子育てへの公的支出、教育への公的支出、子どもを持つ家庭への公的扶助、男女賃金格差、パートタイム労働者割合、離婚率を説明変数に設定した。これらの要因が就業しているひとり親世帯の相対的貧困率にどのように影響するかについて分析する。

第1節 検証仮説

仮説は以下の通りである。

・仮説 1：教育や子育て等への支出を国が負担することは、就業しているひとり世帯の相対的貧困率に負の影響を与える。

政府が幼稚園や保育園に補助金などを支給し、子どもの成長に関わる施設等が充実することで、子どもの入所を促すことができ、ひとり親が就業しやすいように働きかけられると考えられる。それにより、世帯の収入が増加し、ひとり親世帯の相対的貧困率が低下すると考えた。

また、政府が各世帯へ教育や子育て等に関する手当の支給額を増加させると、世帯の家計から捻出しなければならない学費や教育費などは減額し、その分各世帯で自由に使用可能なお金が増額するため、別の用途にお金をかけることができるようになると考えられる。実際、文部科学省（2009）によると、ひとり親世帯の相対的貧困率が高い日本では、家計からの教育費の負担は OECD 諸国と比べて高いことが示されている。

したがって、国が子供の成長や教育等に関する公的支出を増加させるほどひとり親世帯の相対的貧困率を減少方向への影響を及ぼすと考えられる。

・仮説 2：正規職における男女の賃金格差は就業しているひとり親世帯の相対的貧困率に正の影響を与える。

厚生労働省（2017b）の報告によると、平成 27 年での児童のいる世帯の平均収入が 707.8 万円なのに対し、母子家庭では 348 万円、父子家庭では 573 万円となっており、一般的な児童のいる世帯とひとり親世帯の収入には格差が存在し、さらに、母子家庭においては父子家庭と比べると、より顕著にそれが見られることが示されている。加えて第 2 章でも述べたように、日本におけるひとり親世帯のうち、約 85%が母子世帯によって構成されているという現状のもと、男女間で賃金に差があれば、母子世帯での所得は相対的に低くなるため、就業しているひとり親世帯の相対的貧困率が上昇すると考えられる。

・仮説 3：パートタイム労働者割合は、就業しているひとり親世帯の相対的貧困率に正の影響を与える。

パートタイム労働ではフルタイム労働と比較して、時間の融通は利きやすいが賃金が低いという特徴がみられる。子育てをしながらの就業ともなれば、働く時間に制約があるのは必然となる。実際に社会保障審議会児童部会（2013）によると、ひとり親の就業状況について、その多くは働いているものの、母子世帯では非正規雇用で働く者の割合が多く、また、父子世帯でも非正規雇用で働く者が一定数存在していると示されている。この背景には、ひとり親の場合、一人で就業と子育てとの両方を担わなければならないことから、生活や将来のためにできるだけ安定し、よりよい所得の得られる正規雇用の職に就くよりも、子どもと過ごす時間や子育てに費やせる時間を確保するために労働時間の融通が利きやすい反面、賃金の低い非正規雇用の職に就かざるを得ない。以上の理由から、ここでは正の相関がみられると考えた。

・仮説4：離婚率は就業しているひとり親世帯の相対的貧困率に正の影響を与える。

離婚率が上がれば、離別以前の家庭で片親が主な稼ぎ主、一方は専業主婦(主夫)であった場合、また、両者が共働きである場合にしろ、離別してしまえば、それまでの生活と比べて世帯所得が減額するのは当然である。加えて、上村（2010）では、母子世帯の母親の就労率は8割と、高い就労率にもかかわらず、経済的に余裕を持たない生活を送らねばならない原因は所得の低さにあることを述べたうえで、「育児は女性がするもの」という性別役割分業の考え方によって「男性稼ぎ主」型社会保障システムが構築されてきたことを示し、とくにこのシステムが母子世帯の母親の就業を阻害していると指摘している。このことから、離別前に男性は稼ぎ主となるため正規職、女性は家事をこなすためにパートタイムという性別役割分業がなされてきた結果、女性は正規職に就いていても結婚・育児のために離職するケースが多いが、子育てが一段落したことで元の職場に復帰しようとするのも困難であり、尚且つ親権を得た方の親は今後、ひとりで子どもを育てていかなければならないと考えられる。そのため、離婚率は就業しているひとり親世帯の相対的貧困率に正の影響を及ぼすと考える。

以上の仮説を、本稿で用いる説明変数と照らし合わせると以下のようなになる（表4-1）。

表4-1 就業しているひとり親世帯の貧困率への影響の予想される結果

| | 幼児教育と子育てへの公的支出 | 教育への公的支出 | 子どもを持つ家庭への公的扶助 | 男女賃金格差 | パートタイム労働者割合 | 離婚率 |
|---------|----------------|----------|----------------|--------|-------------|-----|
| 予想される結果 | — | — | — | + | + | + |

第2節 分析の枠組み

本稿では上記の仮説を検証するため、OECD データを用い回帰分析を行う。国は OECD 加盟国のうち、韓国、スイス、カナダ、ラトビア、リトアニア、トルコ、ギリシャ、アメリカの 8 か国を除いた 28 か国で回帰分析を行う。データの不足により、この 8 か国を除いた。詳しく述べると、被説明変数として用いた就業しているひとり親世帯の貧困率は韓国、スイスのデータが不足していた。説明変数として用いた幼児教育と子育てへの公的支出では、カナダ、ギリシャ、リトアニアのデータが、子どもを持つ家庭への公的扶助では、カナダ、ラトビア、リトアニア、トルコのデータが不足していた。そして、パートタイム労働者割合では、アメリカのデータが、離婚率では、カナダのデータが不足していた。

また、被説明変数の、就業しているひとり親世帯の貧困率と説明変数の国内総生産 (GDP) に占める幼児教育と子育てへの公的支出、GDP に占める教育への公的支出、男女賃金格差、離婚率で使用したデータの一部は、当該年に近い年のデータを使用している。詳細は末尾の付表 1、2 に示す。

2011 年、2013 年のデータをプールしたサンプルサイズ 56 で、最小二乗法を用いた重回帰分析を行った。

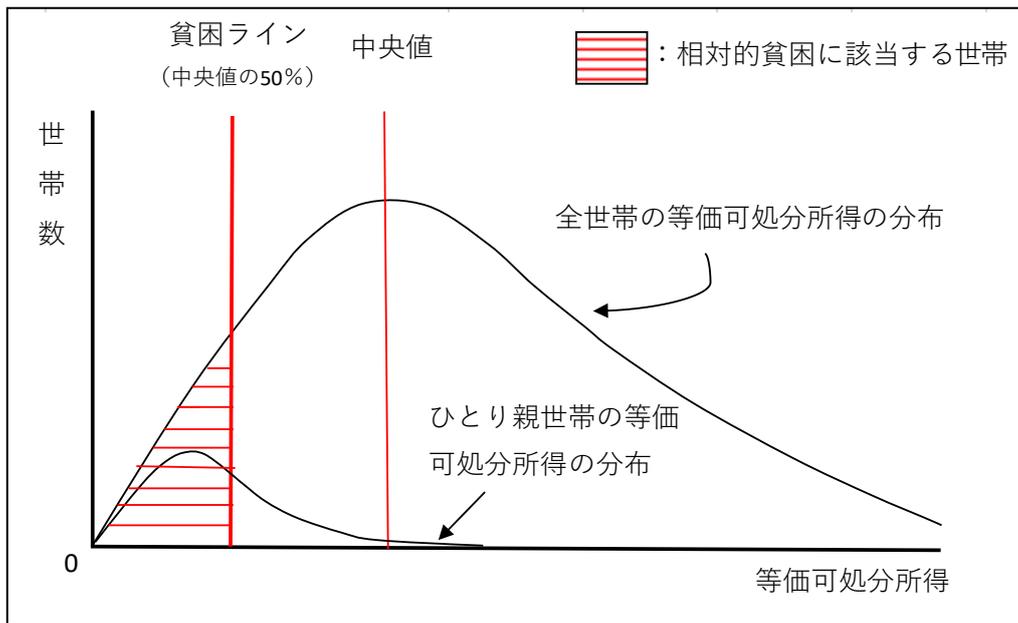
推定モデルは以下の通りである。

$$\begin{aligned} \text{就業しているひとり親世帯の貧困率} = & \alpha + \beta_1 \cdot \text{幼児教育と子育てへの公的支出} \\ & + \beta_2 \cdot \text{教育への公的支出} \\ & + \beta_3 \cdot \text{子どもを持つ家庭への公的扶助} \\ & + \beta_4 \cdot \text{男女賃金格差} \\ & + \beta_5 \cdot \text{パートタイム労働者割合} \\ & + \beta_6 \cdot \text{離婚率} \\ & + \beta_7 \cdot \text{2013 年ダミー} + u \end{aligned}$$

第3節 使用するデータ

● 被説明変数

被説明変数として、就業しているひとり親世帯の貧困率を用いる。OECD Income Distribution Database のデータで、就業しており子どもが一人以上いるひとり親世帯の相対的貧困率を表す。ここで指す子どもは 0 歳から 17 歳のことである。単位は%である。



(阿部 (2012) より筆者作成)

図 4-1 ひとり親世帯の相対的貧困率の算出方法イメージ図

OECD による相対的貧困率の算出方法を以下に述べる。

図 4-1 に示す大きな曲線は、ある国の全世帯の等価可処分所得の分布を表す。等価可処分所得は、世帯の可処分所得⁸を世帯員数の平方根で割ったものである。これの中央値を求め、その半分の値を貧困ラインと定義する。図 4-1 では赤く太い縦線で示した。貧困ラインを下回る（赤色の横線）ひとり親世帯を特定し、それを全ひとり親世帯で割ると、ひとり親世帯の相対的貧困率が算出される。

● 説明変数

① 幼児教育と子育てへの公的支出

この変数は、OECD Social Expenditure Database のデータで、GDP に占める幼児教育と子育てへの公的支出の割合を表す。単位は%である。幼児教育と子育てへの公的支出とは、0 歳から 5 歳までの子供向けの保育・教育サービスへの現金や現物給付を含めたすべての政府支出を指す。

$$\text{幼児教育と子育てへの公的支出} = \frac{\text{幼児教育と子育てへの公的支出}}{\text{国内総生産 (GDP)}} \times 100$$

⁸ 阿部 (2012) によると、「勤労収入、資産収入などの収入および公的年金、生活保護、子ども手当など社会保障給付金から、税金、社会保障料などを差し引いた額」と定義される。

② 教育への公的支出

この変数は、OECD DATA Public spending on education のデータで、GDP に占める教育機関への公的支出の割合を表す。単位は%である。教育機関への公的支出とは、教育サービスを提供、支援する公共及び民間機関への支出を対象としている。

$$\text{教育への公的支出} = \frac{\text{教育機関への公的支出}}{\text{国内総生産 (GDP)}} \times 100$$

③ 子どもを持つ家庭への公的扶助

この変数は、OECD の Social Expenditure Database、Education Database のデータを使用している。0-17 歳を持つ家族へ向けた、現金給付と税金控除、子ども手当、現物給付、教育手当を足したものである。単位は購買力平価説 (PPP) に基づき、US ドル換算されたものであり、分析に伴い、1 万 US ドル単位に変換した。

④ 男女賃金格差

これは OECD Employment Database のデータを使用し、正規従業員の給料の男女格差を表す変数で、この値が大きいほど女性の賃金が男性の賃金に比べて低いということである。単位は%である。

$$\text{男女賃金格差} = \frac{\text{男性と女性の賃金の中央値の差}}{\text{男性の賃金の中央値}} \times 100$$

⑤ パートタイム労働者割合

この変数は、OECD Data Employment Part-time employment rate のデータを用い、パートタイム労働者⁹を 15 歳以上の雇用者¹⁰で割ったもので、単位は%である。

$$\text{パートタイム労働者割合} = \frac{\text{パートタイム労働者}}{\text{雇用者}} \times 100$$

⑥ 離婚率

この変数は、Eurostat Demographic Statistics、Australian Bureau of Statistics、Statistics Canada、CBS、Statistics Japan、Korean Statistical Information Service、Centers for Disease Prevention and Control、United Nations World Marriage Data 2008、United Nations Demographic Yearbook のデータを使用している。千人当たりの年間の離婚件数で定義される。単位は‰である。

⁹ 週 30 時間未満で働く雇用者

¹⁰ 会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者。

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間の離婚件数}}{\text{国の人口}} \times 1000$$

⑦ 2013年ダミー

本稿の分析では、2011年と2013年の二年分のデータを使用する。それぞれの年によって相対的貧困率の水準が異なることをコントロールするため、年ダミーを用いる。

第4節 分析結果

分析に使用する変数の記述統計量は以下の通りである（表4-2）。

表4-2 記述統計量

| | 平均値 | 標準偏差 | 最小値 | 最大値 |
|------------------|--------|-------|-------|--------|
| 就業しているひとり親世帯の貧困率 | 20.61 | 10.87 | 4.20 | 56.00 |
| 幼児教育と子育てへの公的支出 | 0.75 | 0.39 | 0.32 | 1.84 |
| 教育への公的支出 | 3.38 | 0.63 | 2.31 | 4.73 |
| 子どもを持つ家庭への公的扶助 | 189.20 | 6.39 | 38.49 | 489.99 |
| 男女賃金格差 | 13.36 | 90.37 | 1.00 | 28.30 |
| パートタイム労働者割合 | 16.46 | 7.32 | 3.90 | 38.55 |
| 離婚率 | 1.90 | 0.66 | 0.10 | 3.40 |

推定に先立ち、説明変数間の相関を確認すると以下のようなになった（表4-3）。

表 4-3 説明変数の相関行列

| | 幼児教育と 子育てへの 公的支出 | 教育への 公的支出 | 子どもを持つ 家庭への 公的扶助 | 男女賃金格差 | パートタイム 労働者割合 | 離婚率 |
|--------------------|------------------------|--------------|------------------------|----------|-----------------|-----|
| 幼児教育と 子育てへの公的支出 | 1 | | | | | |
| 教育への公的支出 | 0.596772 | 1 | | | | |
| 子どもを持つ 家庭への公的扶助 | 0.41972 | 0.353544 | 1 | | | |
| 男女賃金格差 | -0.195191 | -0.198627 | -0.297165 | 1 | | |
| パートタイム 労働者割合 | 0.193459 | 0.345314 | 0.32569 | 0.066557 | 1 | |
| 離婚率 | 0.299928 | 0.082054 | 0.40781 | 0.144264 | -0.158522 | 1 |

説明変数間の相関関係を見ると、教育への公的支出と、幼児教育と子育てへの公的支出の相関が比較的強いことが分かった。したがって、多重共線性の確認を行うためにそれぞれの変数を外した分析も行った。回帰 1 は前述した説明変数をすべて入れ、回帰 2 は幼児教育と子育てへの公的支出を外して、回帰 3 は教育への公的支出を外して分析した。

推定結果は以下の表 4-4 のようになった。

表 4-4 就業しているひとり親世帯における貧困率の規定要因に関する推定結果

| | 回帰1 係数 | 回帰2 係数 | 回帰3 係数 |
|--|------------------------|------------------------|------------------------|
| 幼児教育と子育てへの公的支出 | -0.4052 (4.2223) | | -7.0714 (3.8938) |
| 教育への公的支出 | -7.7463** (2.5556) | -7.8741*** (2.1594) | |
| 子どもを持つ家庭への公的扶助 | 0.0326 (0.0192) | 0.0324 (0.0189) | 0.0295 (0.0207) |
| 男女賃金格差 | 0.4821* (0.2278) | 0.4846* (0.2241) | 0.5479* (0.2449) |
| パートタイム労働者割合 | -0.0544 (0.2079) | -0.0549 (0.2057) | -0.2033 (0.2183) |
| 離婚率 | -7.2432** (2.4192) | -7.2986** (2.3255) | -6.8533* (2.6098) |
| 2013年ダミー | 1.3046 (2.4438) | 1.2999 (2.4185) | 1.5683 (2.6385) |
| 定数項 | 48.4547*** (8.5989) | 48.7004*** (8.1256) | 28.6109*** (6.0229) |
| 決定係数 | 0.3887 | 0.3886 | 0.2717 |
| 調整済み決定係数 | 0.2995 | 0.3137 | 0.1825 |
| F値 | 4.3600*** | 5.1901*** | 3.0463* |
| サンプルサイズ | 56 | 56 | 56 |
| 注) ***, **, * は、それぞれ 0.1%, 1%, 5%水準で有意であることを示す。 丸括弧内は標準誤差 | | | |

第5節 結果解釈

以上の推定結果を検討する。

まず、幼児教育と子育てへの公的支出、子どもを持つ家庭への公的扶助と、パートタイム労働者割合は、就業しているひとり親世帯の貧困率に有意に影響を与えているとは言えないという結果が得られた。また、教育への公的支出、男女賃金格差、離婚率は、有意に影響を与えているという結果が得られた。

以下では、それぞれの変数について解釈を行う。

1. 教育への公的支出

予想通り負の相関がみられ、回帰1では1%水準で、回帰2では0.1%水準で有意に影響を与えている結果が得られた。GDPに占める教育への公的支出が1%ポイント上昇すると、就業しているひとり親世帯の貧困率が約8%ポイント減少することが今回の分析から明らかとなった。つまり、日本の2017年度の名目GDPは内閣府によると548.6兆円のため、日本でひとり親世帯の貧困率を約8%ポイント減少させるには、教育への公的支出が約5兆円増加させる必要があるということである。この額の大きさについては次章で述べる。

2. 男女賃金格差

予想通り、すべての回帰において正の相関がみられ、5%水準で有意な結果という結果が得られた。男女賃金格差が1%ポイント上昇すると、就業しているひとり親世帯の貧困率は約0.5%ポイント増加するという結果となった。これは、仮説のように女性の方が男性よりも賃金が低いという男女賃金格差があると、ひとり親世帯は母子世帯が多いため、母子世帯の所得が低くなり、就業しているひとり親世帯の貧困率が上昇すると考えられる。

3. 離婚率

予想とは反対に、回帰1, 2, 3のいずれにおいても負の相関がみられ、回帰1と回帰2では1%水準で、回帰3では5%水準で有意に影響を与えているという結果となった。離婚件数が千人当たりで1件増加すると、就業しているひとり親世帯の貧困率が約7%ポイント減少するということが分析結果から得られた。この結果の要因の一つとして、離婚してもひとり親として生活しやすい社会保障制度が整っている国のように、離婚率が高いが就業しているひとり親世帯の貧困率は低い国の存在が挙げられる。これにより、予想とは反対の結果が観察されたと考えられる。

幼児教育と子育てへの公的支出、子どもを持つ家庭への公的扶助と、パートタイム労働者割合は、就業しているひとり親世帯の貧困率に有意に影響を与えているとは言えないという結果が得られた。前者二つの変数に関しては、データ内に保育施設の整備などの現物給付も含まれていたため、ひとり親世帯の需要とずれが生じていた可能性が考えられる。加えて子どもを持つ家庭への公的扶助は、異なる給付方法や子どもの年齢などをデータに含んでいたため、個々の特徴を打ち消しあい、結果が出にくくなってしまったと考えられる。また、パートタイム労働者割合に関しては、今回のデータは週30時間未満で働く者が

パートタイム労働者と定義されているため、アルバイトの大学生等も含まれている可能性があり、結果が出にくかったと考えられる。

これらの推定モデルの調整済み決定係数は、回帰 1 が 0.2995、回帰 2 が 0.3137、回帰 3 が 0.1825 であり、回帰 1 と回帰 2 のモデルの当てはまりが良いと考えられる。また、回帰 1 と回帰 2 の決定係数はそれぞれ、0.3887、0.3886 であり、ほとんど変わりはないため変数をより多く使用している回帰 1 の分析結果に注目して、そこで有意な結果を得られた教育への公的支出、男女賃金格差、離婚率に対して政策を考えていく。

第5章 政策提言

第1節 政策提言の方向性

前章では、就業しているひとり親世帯の貧困率を低下させる要因を見つけるため、被説明変数として就業しているひとり親世帯の貧困率を、説明変数として幼児教育と子育てへの公的支出、教育への公的支出、子どもを持つ家庭への公的扶助、男女賃金格差、パートタイム労働者割合、離婚率に関するデータを用い、分析を行った。

その結果、就業しているひとり親世帯の貧困率を低下させるには、

- ① 教育への公的支出
- ② 男女賃金格差
- ③ 離婚率

の三点が要因となっていることがわかった。離婚率については当初期待していた結果とは反対の負の相関を示した。しかし、そのままの解釈ではひとり親世帯の貧困を削減するために離婚率を上げることになってしまい政策提言が難しい。そのため、今回は日本と OECD 諸国では離婚後の状況に差があるのだと解釈し、その一要因として養育費の義務化を推進する政策を提言していく。

上記のことから以下三点の政策提言を行う。

I 教育への公的支出

- ・教育に関する支出の増加

II 男女間の賃金格差の是正

- ・学童保育の充実

III 養育費の義務化の推進

- ・離婚届とともに養育費の取り決めに関する公正証書の同時提出の義務化
- ・第三者機関による養育費の取り決め額のチェック、最低額の設定

第2節では、これらの政策それぞれについて詳しく述べていく。

第2節 政策提言

第1項 教育に関する支出の増加

分析結果から教育に関する政府支出は貧困率に対して負の影響を及ぼすことが判明した。

つまり、教育に関する政府支出を増加させれば貧困率を下げるができると考えられる。現在の日本の GDP に占める教育費割合は 2.64%であり、就業しているひとり親世帯の相対的貧困率は 50.9%である。2014 年の OECD 加盟国 34 か国の平均貧困率である 23.2%を相対的貧困率の目標とすると、日本の GDP に占める教育費割合を 6.22%にしなければならない（図 5-1）。すなわち、日本が相対的貧困率を OECD 加盟国の平均の水準まで低下させるには、GDP に占める教育費割合を 3.58%ポイント増加させる必要があるということである。

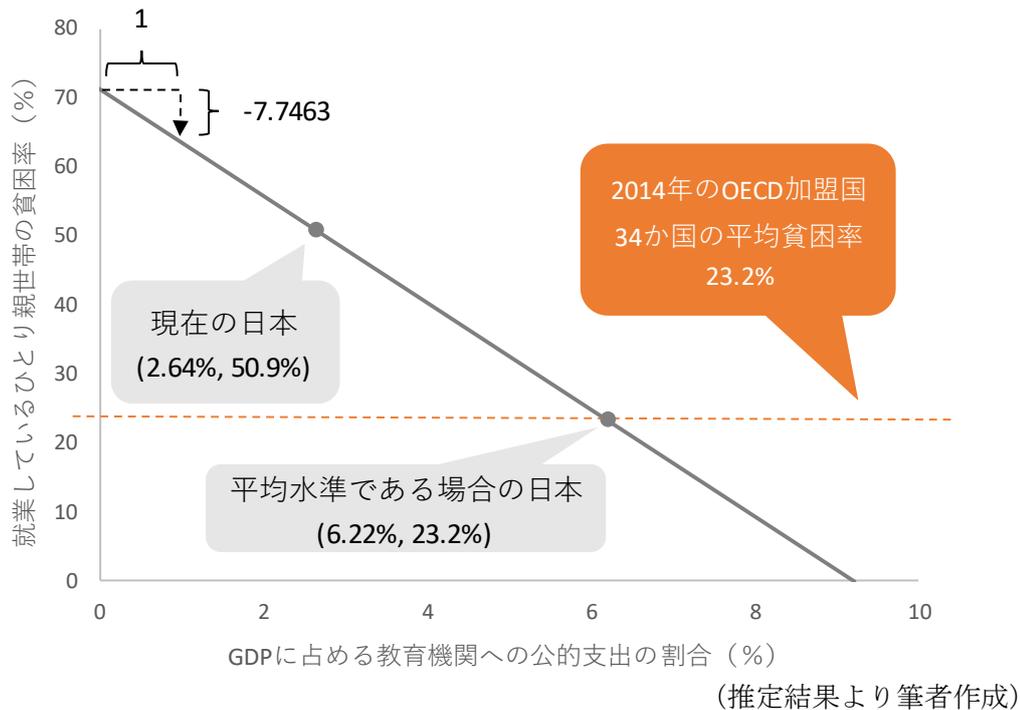
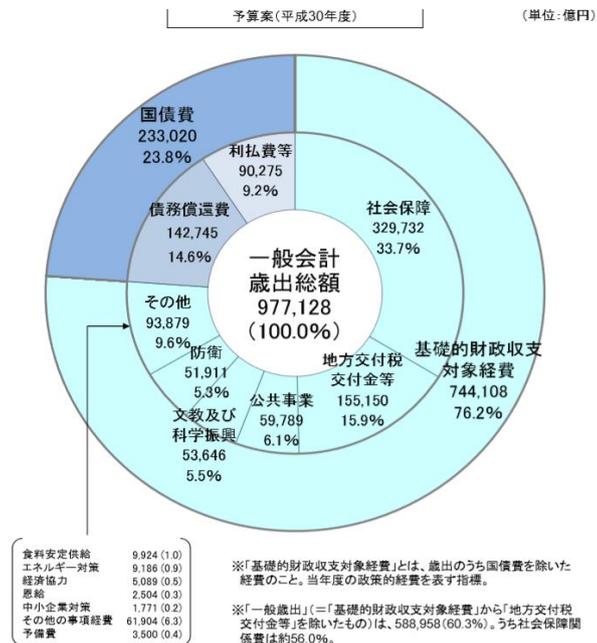


図 5-1 教育への公的支出の予測値

では、GDP に占める教育費割合を 3.58%ポイント増加させることは可能であろうか。第 4 章第 5 節で述べたように GDP に占める教育費割合を 1%ポイント増加させ、日本のひとり親の貧困を 8%ポイント減少させるためには教育費を約 5 兆円増加させる必要がある。つまり、3.58%ポイント増加させるためには約 17.9 兆円教育費を増加させなければならない。政府支出を見ると 2018 年の一般会計歳出総額は 97 兆 7128 億円である。17.9 兆円という額は 2018 年度の一般会計歳出総額の約 18%に値することになる。次に一般会計歳出の内訳をみしてみる。基礎的財政収支対象経費のうち社会保障費が 33.7%で最も割合が高い。地方交付税交付金等の 15.9%と続き、公共事業費の 6.1%、文教及び科学振興費が 5.5%、防衛費 5.3%、その他が 9.6%となっており、残りが国債費で 23.8%ある（図 5-2）。社会保障費は主に医療費、年金介護などの医療介護費用である。



(財務省 HP 日本の財政関係資料(平成30年10月)より転載)

図5-2 政府支出の予算案

・提言内容—教育に関する支出の増加

以上のことを踏まえて政策提言を述べる。一般会計歳出の約2割に値する額を新たな費用として投入することは難しく、教育に関する支出を他に割り当てられている費用から財源を確保する必要がある。どの分野から確保するかであるが、現在日本では人手不足が問題となっており、継続雇用や再雇用の動きがある。また、年金支給年齢の引き上げに関する議論も政府によって行われている。このような趨勢から年金支給開始年齢のさらなる引き上げを行い、一番多くの財源を割り当てられている社会保障費内の年金等から教育費の財源を確保することを提言する。この提言ではひとり親の貧困減少のほかにも期待できる効果がある。第2章でも述べたように、子どもの貧困を解消することは経済的、投資的な面においても社会的意義があるとされている。つまり、年金支給年齢引き上げによって得られた予算を教育費に割り当てることにより貧困率を下げ、労働者の生産性を高めることが期待できる。このように貧困率を下げるだけでなく日本の経済にとってプラスの効果も期待できるのではないかと考える。

・政策実現性—社会動向との対応

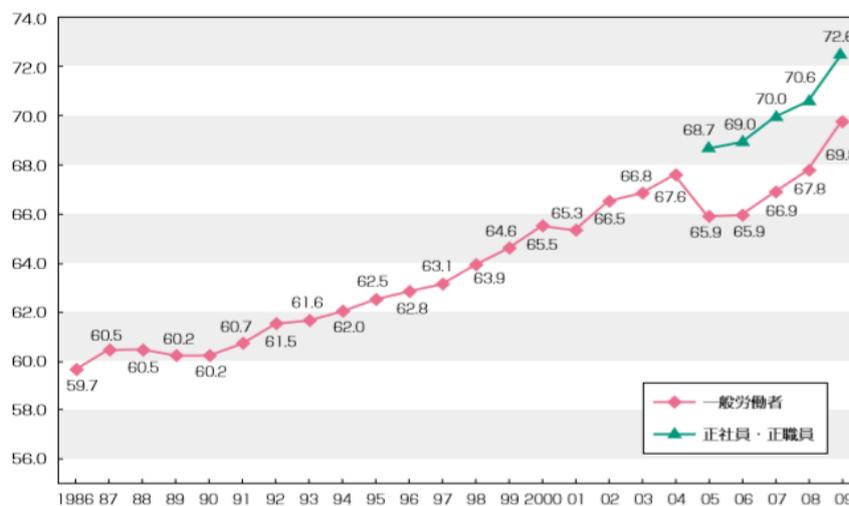
年金支出からの教育費予算確保は社会の中で求められる動きに合わせた財政の変更である。また、労働者の生産性向上という貧困減少以外に日本経済活性化も期待できると考えられ、貧困対策と生産性向上という点からの予算確保が望める。しかし、日本では今後の

労働力人口の減少や高齢者の増加による年金費用の増加等が懸念されている。財務省（2018）では、一般会計歳出では社会保障費や国債費が年々増加し、一方でその他の政策経費は縮小傾向にあるとしている。このような財政状況から政策実現性はあまり高いとは言えないと考えられる。

第2項 学童保育の充実

分析の結果から、男女間の賃金格差はひとり親世帯の相対的貧困に影響していることが分かった。

また、下記の図より、女性の賃金は男性と比べて低い状態が続いていることが分かる。女性の賃金は上昇傾向にはあるものの、依然として男性の7割程度しか賃金がもらえていない状況である（図5-3）。



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注1：男性一般労働者の所定内給与額を100.0としたときの、女性一般労働者の所定内給与額の値。

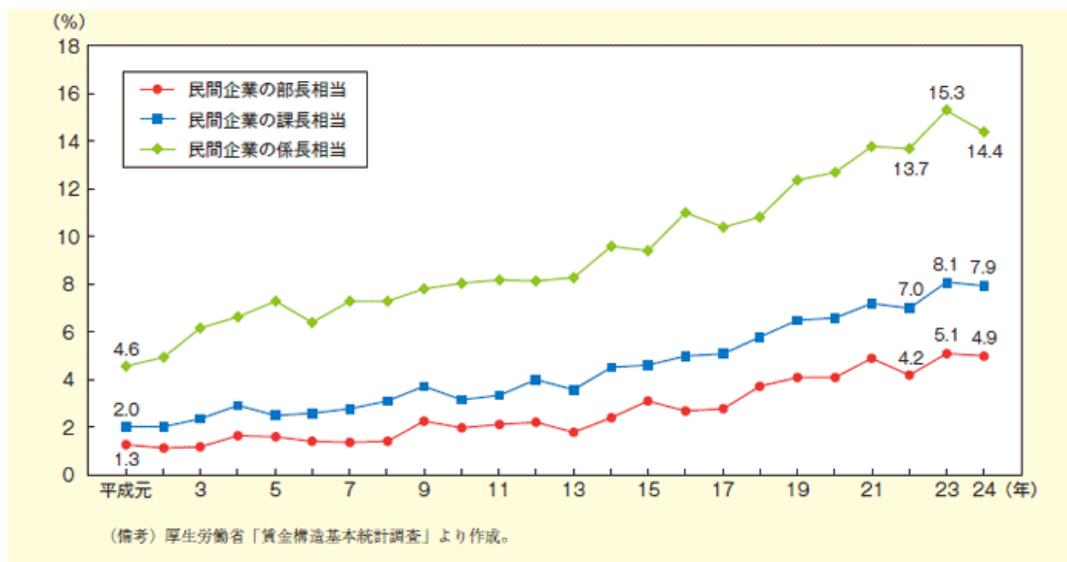
注2：一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。

注3：正社員・正職員とは、事業所において正社員・正職員とする者をいう。

（厚生労働省「男女間の賃金格差解消のためのガイドライン」より転載）

図5-3 男女間賃金格差の推移

さらに、下記の図より、女性が管理職に就く割合は極めて低い状況にあることが分かる。働いても管理職に就けるチャンスが少ないとすれば、女性の就労意欲を失わせてしまうことにつながりかねない。少子化による労働力不足が叫ばれる中、貴重な労働力を失うのは日本の経済の循環に支障が出る可能性がある（図5-4）。



(内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 平成 25 年度版」より転載)

図 5-4 役職別管理職に占める女性割合の推移

・提言内容—学童保育の充実

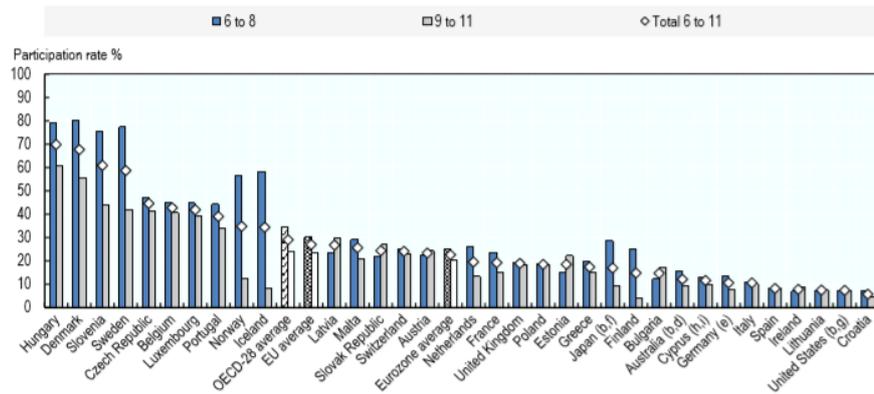
上記の内容を踏まえ、子育てしながらでも女性が安定して正規職で働きやすい環境づくりを提言する。具体的には、学童保育の充実を挙げる。

ひとり親世帯の女性が正規職に就いて働くとなると、子どものケアとの両立が難しい。特に小学校低学年は就学時間が短いため、育児との両立を図ろうとすると、母親が仕事を早く切り上げて帰宅しなければならないことからどうしても仕事に支障が出てしまう。仕事に支障が出れば、管理職に就くまでのキャリアプランが崩れてしまう。そのため、子どもが小学校にあがるタイミングで仕事を辞めざるを得ない母親もいる。いわゆる「小1の壁」¹¹である。そこで子どもを授業外の時間に預けることのできる学童保育の充実が、女性の働きやすい環境づくりに貢献するのではないかと考える。

また、下図から読み取れるように、日本は授業外の子育て支援が決して整っているとはいえない。授業外のケアサービスへの参加率の高いハンガリーやデンマークは、男女間の賃金格差が小さい。こういったサービスを増やすことは女性のキャリアプランの選択肢を広げる一因となるのではないかと考えられる(図 5-5)。

¹¹ 崔 (2005) にて使用されている。

Proportion (%) of children aged 6 to 11^b using centre-based out-of-school-hours (before and/or after school) care services^c during a usual week, by age group



(OECD Family Database PF4.3 より転載)

図 5-5 授業外のケアサービスの参加率

・政策実現性—学童保育と母親の就業率の関係

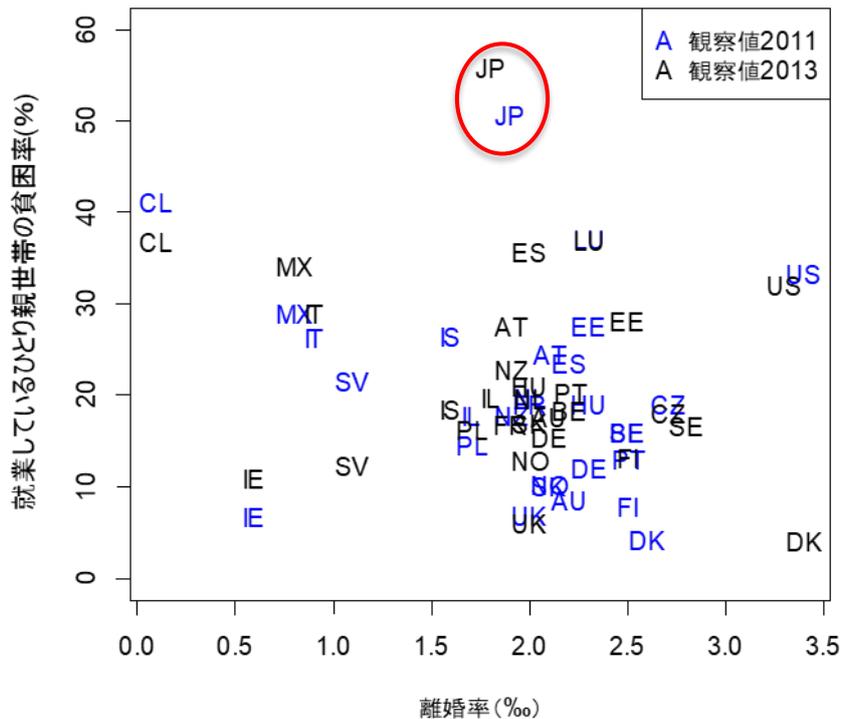
平河・浅田（2018）は、学童保育の拡大が女性の就業を促進させることを明らかにした。学童保育の数を増やすことは母親の就業の助けになる効果が期待できる。

「小 1 の壁」を打破することと、人材育成の観点から、厚生労働省と文部科学省が連携し、2014 年 7 月に「放課後子ども総合プラン」が策定された。これにより、学童保育を新たに整備されることとなった。さらに学童保育に対する待機児童の削減も目指すため、2018 年 9 月 14 日に「新・放課後子ども総合プラン」が策定された。これは、学童保育を 2021 年度末までに約 25 万人分、2023 年度末までに約 30 万人分整備することを目標としている。このような政策は、ひとり親世帯の貧困の解決にも関わるものである。よって学童保育の充実、貧困の解決のために一から予算や政策を用意するのではなく、現行のものに沿って行うことができるため、実現可能性は高いと考えられる。

第 3 項 養育費の義務化の推進

重回帰分析では当初、私たちが予想した結果とは反対に、離婚率とひとり親の貧困率に負の相関がみられた。これについては、離婚してもひとり親として生活しやすい社会保障制度が整っている国では、貧困率が低く、これが負の影響が観察された原因の一つだと考えられる。一方で、単回帰分析の散布図を見ると日本は他国から外れた動きをしているように見える（図 5-7）。以上のことから、離婚時の状況を諸外国と日本で比較すると、その状況に大きな差があるのではないかと推測した。本稿では、その差を養育費にあるとし、離婚率が OECD 平均以下ながら、貧困率が高いわが国の現状を改善するためには、養育費の取得を確実にすることが有効的であると考えられる。

ひとり親の貧困についての文献を読む中で、問題点として多く取り上げられているのは養育費である。そこで、今回の分析結果も踏まえて、ひとり親世帯の貧困に離婚が関係しているその要因として、養育費の取得状況に問題があるとして政策提言をしていく。



(推定に使用した国にアメリカを加えたデータを用い筆者作成)

図5-7 ひとり親世帯の貧困率と離婚率の散布図

・日本における養育費の現状

厚生労働省（2011）によると、養育費を貰い続けている人は、シングルマザー全体の20%弱しかおらず、またその額も低額であり、6割以上の人が、離婚以来1度も養育費を受け取っていないのが日本のひとり親世帯の現状である。また、下夷（2011）では、OECD 家族データベース上のひとり親の養育費受給率を見ると、OECD 諸国と比較して低い水準にあると指摘している。加えて、取り決めたとしてもその額は少なく、ひとりの子どもを養育するのに必要な食費、被服費、教育費等が57,000円と言われるのに対し、一世帯あたりの取り決め額は平均43,482円となっている。

現在、国は、養育費が滞れば将来分まで差し押さえできるとした改正民事執行法を2004

年に施行した。2011年には離婚時に子供の利益を最優先して、養育費の金額や、親子の面会交流の頻度などを決めるよう規定するよう民法の改正がなされ、離婚届にはこの二点を決めたかを記入するチェック欄が新設された。ところが、実際には協議離婚の約96,000件中、決めたと記入したのはいずれの欄も54%だけだった。

また、ひとり親が養育費を確保するために利用できる制度として主に家庭裁判所の履行確保制度がある。家庭裁判所で定めた債務が履行されない場合、履行勧告や履行命令が行われる制度である。つまり、養育費の定めが履行されなければ、ひとり親は履行勧告や履行命令を申し立てることが可能である。ところが、この制度は家庭裁判所で養育費を決定したケースしか利用することができない。さらに、強制力は弱く、履行勧告を受けてそれに応じなかったことで何らかの制裁が加えられるということもない。履行命令は履行勧告よりも強制力があるが、従わない場合、10万円以下の過料が課されるのみである。後述するが、これは他国の制度と比較しても養育費不払いによる制裁は軽いといえる。

以上のことが、他国と比較して日本の養育費受給率の水準が低くなっている要因だと考えられる。

・提言内容—養育費の義務化の推進

このような日本における養育費の現状を踏まえて、ひとり親世帯の貧困を改善させる政策の一つとして養育費の義務化の強化を挙げる。具体例としては、離婚届の提出と養育費取り決めの公正証書¹²の同時提出を義務化することを提言する。日本における離婚の大半は養育費の取り決めを行わずとも本人同士の合意だけで離婚できる協議離婚であるため、離婚届の提出と養育費取り決めの公正証書の同時提出を義務化することで、養育費の受給率は高まると考えられる。

また、養育費を算出する際は、2004年に民間の研究会によって作成された簡易算定表に基づいて決められるが、この算定表は支払いをする側の必要経費を認め過ぎていても指摘されているため、養育費の設定額が支払う側と受け取る側の双方にとって適正となっているかどうかを公平にチェックする第三者機関の設置や、養育費の最低限度額を設定することも望まれる。

・政策実現性—諸外国における養育費制度

実際にOECD諸国のなかには、離婚後の子どもの将来を重んじる制度や法律を充実させ、養育費の義務化の実施に成功している例がある。下夷（2011）によると、日本よりもひとり親の養育費受給率が高いアメリカ、スウェーデンでの養育費に対する取り組みは以下のように行われている。

アメリカでは行政機関が養育費を徴収する強力な制度を実施している。夫婦で協議し、離婚後の子の監護、面会交流方法、養育費等に関する詳細な取り決めを裁判所に提出する。

¹² 公正証書とは、公正証書役場にて法務大臣が任命する公証人（裁判官、検察官、法務局長、弁護士などを長年つとめた人から選ばれる。）が作成する公文書である。公正証書に強制執行ができる旨の条項を入れることにより、相手方が金銭債務を履行しないときは、訴訟を起こさなくても、不動産・動産・給料などの財産を差し押さえる強制執行ができ、裁判を起こさなくても債権を取り立てる事が可能となる。

養育費の算定方式は法律によって定められている。また、履行されない場合、免許の更新ができなかったり、パスポートが発行されなかったりといった社会的な制裁措置をとる。

スウェーデンでは養育費の未払いがあった場合、国が支払い義務のある親に代わって支払う制度がある。また、立替られた養育費は、支払い義務のある親から税金のように徴収するため、国の資金で補填するわけではない。

これらの取り組みが、ひとり親世帯の貧困と離婚率に負の相関がみられる一要因だと考えられるため、養育費の義務化の推進は、ひとり親世帯の貧困を是正させるのに有効的であろう。

おわりに

現代日本において社会問題となっている相対的貧困、特にひとり親の相対的貧困では働いても貧困が改善されない状態が続き、そのことが子供にも影響を与え、貧困の連鎖を引き起こしている。以上のことから本稿ではひとり親の相対的貧困を改善すべきであるという考えのもと、OECD加盟国36加盟国中8カ国を除いた28カ国の2011年と2013年のデータを利用して回帰分析を行った。その分析結果から教育に関する政府支出の政策提言として教育に関する支出の増加、男女間賃金格差の政策提言として学童保育の充実、離婚率に関する政策提言として養育費の義務化の推進を提言した。このようにひとり親世帯の相対的貧困を扱った分析を行ったが、日本で起こっている就業していないひとり親世帯よりも就業しているひとり親世帯の相対的貧困率のほうが高くなっているという日本の特異な現状に対する分析は行うことができなかった。この現状の分析が今後の課題である。

先行研究・参考文献

先行研究

- ・阿部彩 (2009) 「日本の子どもの貧困：失われた「機会の平等」」学術の動向、14 巻、8 号
- ・永田瞬 (2009) 「非正規労働と労働者保護：均等待遇政策の検討」『季刊経済理論』第 46 巻第 2 号
- ・船橋恵子 (2016) 「少子高齢化とケアの社会化をめぐる論点」『学術の動向』第 21 巻第 12 号
- ・玉田桂子 (2007) 「母子世帯と生活保護についての考察」『経済学研究』九州大学経済学会、第 74 巻、第 3 号、p. 31-42
- ・田辺和俊・鈴木孝弘 (2018) 「都道府県の相対的貧困率の計測と要因分析」『労働研究雑誌』No. 692
- ・太田清 (2006) 「日本の所得再分配—国際比較でみたその特徴」『ESRI Discussion Paper Series』No. 171

参考文献

- ・下夷美幸 (2011) 養育費問題からみる日本の家族政策—国際比較の視点から— 2011 年比較家族史研究 25 巻 p. 81-104
<https://www.jstage.jst.go.jp/article/jscfh/25/0/25_0_81/_pdf/-char/ja>
- ・阿部彩 (2012) 「「豊かさ」と「貧しさ」：相対的貧困と子ども」『発達心理学研究』第 23 巻第 4 号、p. 362, p. 364-365
- ・厚生労働省 (2017a) 「平成 28 年国民生活基礎調査の概況」
< <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf> > 2018/10/29 最終アクセス
- ・内閣府 (2014) 「平成 26 年版子ども・若者白書」
< http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/pdf/b1_03_03.pdf > 2018/10/29 最終アクセス
- ・厚生労働省 国民生活基礎調査に関するQ&A (よくあるご質問)
<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21a.html>> 2018/11/01 最終アクセス
- ・日本財団 (2015) 「子どもの貧困の社会的損失推計レポート」
<<https://www.nippon-foundation.or.jp/news/articles/2015/img/71/1.pdf>> 2018/10/28 最終アクセス
- ・文部科学省 (2017) 「平成 28 年度子供の学習費調査」
<
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuui/kekka/k_detail/1399308.htm> 2018/10/31 最終アクセス
- ・厚生労働省 (2017b) 「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

- <<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147.html>>2018/10/31 最終アクセス
- ・文部科学省 (2010) 「平成 21 年度文部科学白書」
- < http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200901/detail/1296707.htm > 2018/11/05 最終アクセス
- ・OECD Family Database
- <<http://www.oecd.org/els/family/database.htm>>2018/11/01 最終アクセス
- ・国立社会保障・人口問題研究所 「生活保護」に関する公的統計データ一覧
- <<http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp>>2018/10/21 最終アクセス
- ・厚生労働省 厚生労働統計に用いる主な比率及び用語の解説
- <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/kaisetu/index-hw.html>>2018/10/22 最終アクセス
- ・内閣府 国民経済計算 主要統計データ
- <<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>>2018/10/22 最終アクセス
- ・財務省 (2018) 「我が国財政の現状」
- <https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/201803_01.pdf>2018/10/29 最終アクセス
- ・厚生労働省 (2012) 「平成 23 年度全国母子世帯等調査結果報告」
- <https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshikatei/boshi-setai_h23/index.html>2018/10/19 最終アクセス
- ・厚生労働省 (2010) 「男女間の賃金格差解消のためのガイドライン」、p2
 - ・内閣府男女共同参画局 (2013) 「男女共同参画白書 平成 25 年度版」
- <
- http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h25/zentai/html/honpen/b1_s02_02.html>2018/10/22 最終アクセス
- ・平河茉莉絵・浅田義久 (2018) 「学童保育の拡大が女性の就業率に与える影響」『日本労働研究雑誌』第 692 号、p70
 - ・崔麻砂 (2005) 「育児 仕事と子育て「小1の壁」に苦しむ母親の嘆き」『アエラ』18 巻 52 号、p31-33
 - ・厚生労働省 「新・放課後子ども総合プラン」の策定について
- <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212051_00002.html>2018/11/07 最終アクセス
- ・赤石千衣子 (2014) 『ひとり親家庭』岩波新書
 - ・阿部彩 (2014) 「子どもの貧困Ⅱ－解決策を考える」岩波新書

使用したデータ
付表 1

| 国名 | 略称 | 就業している ひとり親世帯 の貧困率(%) | 幼児教育と 子育てへの 公的支出 (%) | 教育への 公的支出 (%) | 子どもを持つ 家庭への 公的扶助 (1万USD PPP) | 男女賃金 格差(%) | パートタイム 労働者割合 (%) | 離婚率(%) | 年 |
|-----------------|----|-----------------------------|-------------------------------|---------------------|---------------------------------------|---------------|------------------------|--------|------|
| Australia | AU | *2012 8.6 | 0.54 | 3.499 | 209.028 | 16 | 24.658 | 2.2 | 2011 |
| Austria | AT | 24.7 | *2012 0.45 | 2.994 | 232.076 | 18.6 | 19.015 | 2.1 | 2011 |
| Belgium | BE | 16 | 0.67 | 4.095 | 246.282 | 5.8 | 18.793 | 2.5 | 2011 |
| Chile | CL | 41.4 | 0.4 | *2009 2.621 | 45.061 | 16 | 17.234 | 0.1 | 2011 |
| Czech Republic | CZ | 19.2 | 0.4 | 2.471 | 121.265 | 16.3 | 3.901 | 2.7 | 2011 |
| Denmark | DK | 4.4 | 1.4 | 4.134 | 258.259 | 7.9 | 19.204 | 2.6 | 2011 |
| Estonia | EE | *2013 27.8 | 0.32 | 3.241 | 111.453 | *2010 27.8 | 8.946 | 2.3 | 2011 |
| Finland | FI | 8 | 1.05 | 3.88 | 209.568 | 18.6 | 12.705 | 2.5 | 2011 |
| France | FR | *2012 19.2 | 1.19 | 3.467 | 200.197 | *2010 9.1 | 13.663 | 2 | 2011 |
| Germany | DE | 12.1 | 1.47 | 2.779 | 228.386 | 16.9 | 22.267 | 2.3 | 2011 |
| Hungary | HU | *2012 19.2 | 0.63 | 2.527 | 137.033 | 6.9 | 5.208 | 2.3 | 2011 |
| Iceland | IS | 26.6 | 1.57 | 4.526 | 208.517 | 14.1 | 16.842 | 1.6 | 2011 |
| Ireland | IE | 6.7 | 0.46 | 4.14 | 208.517 | 10.4 | 25.675 | 0.6 | 2011 |
| Israel | IL | 17.9 | 0.62 | 3.747 | 99.373 | 21.8 | 14.859 | 1.7 | 2011 |
| Italy | IT | 26.4 | 0.51 | 2.84 | 163.816 | *2010 9.9 | 16.66 | 0.9 | 2011 |
| Japan | JP | *2009 50.9 | 0.39 | 2.64 | 157.742 | 27.4 | 20.57 | 1.9 | 2011 |
| Luxembourg | LU | 37.3 | 0.52 | 3.242 | 483.593 | *2010 4.6 | 16.012 | 2.3 | 2011 |
| Mexico | MX | *2012 29.2 | 0.61 | 3.212 | 39.66 | 10 | 18.377 | 0.8 | 2011 |
| Netherlands | NL | *2013 19.8 | 0.82 | 3.229 | 202.926 | *2010 17.9 | 37.024 | 2 | 2011 |
| New Zealand | NZ | 18 | *2012 1.03 | 3.946 | 149.124 | 4.5 | 22.098 | 1.9 | 2011 |
| Norway | NO | 10.4 | 1.22 | 4.732 | 319.718 | 7.8 | 19.991 | 2.1 | 2011 |
| Poland | PL | 14.6 | 0.51 | 3.153 | 92.12 | *2010 7.2 | 8.319 | 1.7 | 2011 |
| Portugal | PT | 13.1 | 0.37 | 3.558 | 113.59 | 15.2 | 11.697 | 2.5 | 2011 |
| Slovak Republic | SK | 10.1 | 0.42 | 2.404 | 104.794 | 15.4 | 3.998 | 2.1 | 2011 |
| Slovenia | SV | 21.8 | 0.49 | 3.396 | 152.724 | *2010 1 | 8.612 | 1.1 | 2011 |
| Spain | ES | 23.6 | 0.55 | 2.881 | 137.093 | *2010 13.5 | 12.658 | 2.2 | 2011 |
| Sweden | SE | *2013 16.1 | 1.51 | 3.686 | 250.081 | 15.9 | 14.313 | 2.5 | 2011 |
| United Kingdom | UK | 6.9 | 0.79 | 3.659 | 245.117 | 18.2 | 24.667 | 2 | 2011 |

付表 2

| 国名 | 略称 | 就業している ひとり親世帯 の貧困率(%) | 幼児教育と 子育てへの 公的支出 (%) | 教育への 公的支出 (%) | 子どもを持つ 家庭への 公的扶助 (1万USD PPP) | 男女賃金 格差(%) | パートタイム 労働者割合 (%) | 離婚率(%) | 年 |
|-----------------|----|-----------------------------|-------------------------------|---------------------|---------------------------------------|---------------|------------------------|--------|------|
| Australia | AU | *2014 17.7 | 0.61 | 3.264 | 219.952 | 18 | 24.884 | 2.1 | 2013 |
| Austria | AT | 27.7 | 0.49 | 3.072 | 245.76 | 18.1 | 19.864 | 1.9 | 2013 |
| Belgium | BE | 18.4 | 0.78 | 4.202 | 262.067 | 5.9 | 18.213 | 2.2 | 2013 |
| Chile | CL | 36.9 | 0.45 | *2010 3.412 | 56.663 | 10.7 | 16.543 | 0.1 | 2013 |
| Czech Republic | CZ | 18.1 | 0.45 | 2.442 | 149.326 | 15.4 | 4.899 | 2.7 | 2013 |
| Denmark | DK | 4.2 | 1.36 | 4.446 | 284.745 | 6.8 | 19.203 | 3.4 | 2013 |
| Estonia | EE | *2014 28.2 | 0.38 | 3.093 | 124.82 | *2014 28.3 | 8.029 | 2.5 | 2013 |
| Finland | FI | 13.2 | 1.11 | 3.897 | 220.861 | 20.2 | 13.036 | 2.5 | 2013 |
| France | FR | 16.9 | 1.27 | 3.433 | 212.838 | *2014 9.9 | 14.019 | 1.9 | 2013 |
| Germany | DE | 15.5 | 0.58 | 2.691 | 255.625 | 14.1 | 22.57 | 2.1 | 2013 |
| Hungary | HU | *2014 21 | 0.59 | 2.311 | 134.846 | 8.7 | 4.905 | 2 | 2013 |
| Iceland | IS | 18.6 | 1.84 | *2011 4.349 | 227.436 | 14.5 | 17.384 | 1.6 | 2013 |
| Ireland | IE | 11.1 | 0.52 | 3.798 | 227.436 | 12.8 | 24.228 | 0.6 | 2013 |
| Israel | IL | 19.9 | 0.78 | 3.872 | 110.934 | *2011 21.8 | 15.915 | 1.8 | 2013 |
| Italy | IT | 29.1 | 0.54 | 2.838 | 171.716 | *2014 5.6 | 18.516 | 0.9 | 2013 |
| Japan | JP | *2012 56 | 0.37 | 2.532 | 160.634 | 26.6 | 21.885 | 1.8 | 2013 |
| Luxembourg | LU | 37 | 0.77 | 2.764 | 489.992 | *2014 3.4 | 15.263 | 2.3 | 2013 |
| Mexico | MX | *2014 34.3 | 0.62 | 3.208 | 38.488 | 15.4 | 18.445 | 0.8 | 2013 |
| Netherlands | NL | *2014 19.6 | 0.69 | 3.318 | 208.814 | *2014 14.1 | 38.545 | 2 | 2013 |
| New Zealand | NZ | *2014 22.9 | 1 | 3.785 | 178.565 | 6.6 | 21.648 | 1.9 | 2013 |
| Norway | NO | 13 | 1.25 | 4.685 | 338.995 | 7 | 19.544 | 2 | 2013 |
| Poland | PL | 16.3 | *2012 0.45 | 3.066 | 103.484 | *2014 11.1 | 7.723 | 1.7 | 2013 |
| Portugal | PT | 20.3 | 0.37 | 3.775 | 129.675 | 16.7 | 11.993 | 2.2 | 2013 |
| Slovak Republic | SK | 17.1 | 0.47 | 2.419 | 110.227 | 14.1 | 4.303 | 2 | 2013 |
| Slovenia | SV | 12.4 | 0.53 | 3.293 | 146.593 | *2014 5 | 8.575 | 1.1 | 2013 |
| Spain | ES | 35.9 | 0.52 | 2.679 | 128.217 | *2014 11.5 | 14.732 | 2 | 2013 |
| Sweden | SE | *2014 16.7 | 1.64 | 3.703 | 267.762 | 13.4 | 14.285 | 2.8 | 2013 |
| United Kingdom | UK | 6.1 | 0.76 | 3.931 | 261.831 | 17.5 | 24.639 | 2 | 2013 |

(* : 代用したデータの年数を示している)